

管内養鶏場における飼養衛生管理基準の遵守状況と今後の指導

湘南家畜保健衛生所

阿部 美樹	松尾 綾子
池田 知美	和泉屋 公一
福岡 静男	稲垣 靖子

はじめに

飼養衛生管理基準（以下、基準）は、平成16年9月に食品の安全性確保のために家畜伝染病予防法（以下、家伝法）第12条の3に規定された。その後、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病の発生を受け、平成23年10月の家伝法改正に伴って基準の内容も改正された。各家畜とも原則年1回基準の遵守状況を確認しているが、養鶏場については、平成19年度以降国の通達による飼養衛生管理チェック表（以下、チェック表）を用いて基準の遵守状況を確認し、国に報告をしている。

そこで、管内養鶏場の飼養衛生管理の実態を把握し、今後の飼養衛生管理に係る指導の参考とするため、基準の遵守状況について比較を行ったので、その概要を報告する。

管内養鶏場の概要

管内養鶏場は、飼養羽数100羽以上の農場が19戸あり、総飼養羽数76,700羽で、平均飼養羽数約4,000羽と、全国や県内と比較して小規模な農場が多くを占めている。ほぼ全戸が開放鶏舎を使用し、半数以上が平飼い飼育を行っている。また、消費地としてのメリットを活用し、全戸が直売を実施している。兼業農家や社会福祉法人など経営形態も様々であるが、全体的に高齢化が進み、約半数で後継者が不在である。

基準及びチェック表について

基準は、平成23年の改正により対象家畜や項目数が増え、家きんでは他の家畜よりも詳細で25項目

ある。この25項目は9つの柱で構成されている。9つの柱は、(1) 家畜防疫に関する最新情報の把握等、(2) 衛生管理区域（区域）の設定、(3) 区域への病原体の持込みの防止、(4) 野生動物等からの病原体の侵入防止、(5) 区域の衛生状態の確保、(6) 家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処、(7) 埋却等の準備、(8) 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管、(9) 大規模所有者に関する追加措置からなる。

チェック表は、年度によってその項目や表現について変更や修正があり、平成22年度以降は毎年異なる表で確認を行っている。また、基準25項目に対してチェック表は48項目あり、基準よりさらに詳細な内容となっている。

基準遵守状況の比較方法

平成24年度における基準の遵守状況については、チェック表48項目のうち10項目について比較した。この10項目は、基準における9つの柱のうち(9) 大規模所有者に関する追加措置を除いた8つの柱に加え、(3) 区域への病原体の持込み防止、(4) 野生動物等からの病原体の侵入防止の2つの柱については内容が幅広いため、チェック表の主な項目から2つずつ選び、①情報の把握、②区域の設定、③区域出入口の消毒、④鶏舎出入口の消毒、⑤餌・水の汚染防止、⑥防鳥ネット等の修繕、⑦畜舎・器具の清掃・消毒、⑧健康観察と異常時の対処、⑨埋却地等の確保、⑩記録作成等とした。この各項目について遵守できている農場の戸数割合を算出して比較することとした。

また、飼養規模別、飼養形態別及び後継者の有無別で分類し、基準の遵守状況を比較した。

基準遵守状況の比較結果

1 管内全体の遵守状況

遵守できている割合が高い項目は、①情報の把握、②区域の設定、⑦鶏舎・器具の清掃・消毒、⑧健康観察と異常時の対処、⑨埋却地等の確保については100%、⑤餌・水の汚染防止は95%、⑩記録作成等は84%であった。

一方、遵守できている割合が低い項目は、③

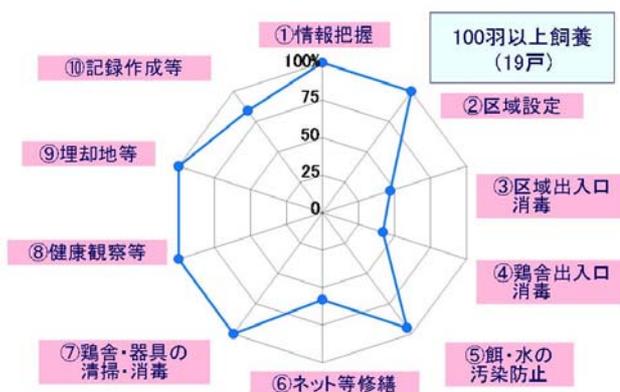


図1 管内全体の遵守状況

区域出入口消毒、④鶏舎出入口消毒、⑥防鳥ネット等の修繕で50%前後であった（図1）。

2 飼養規模別の遵守状況

飼養規模別に1,000羽未満飼養農場7戸と1,000羽以上飼養農場12戸に分け、遵守状況を比較した。

③区域出入口の消毒、④鶏舎出入口の消毒については、1,000羽未満飼養農場が③71%、④57%、1,000羽以上飼養農場が③33%、④33%で、1,000羽未満飼養農場の方が遵守できている割合が高かった。一方、⑩記録作成等については、1,000羽未満飼養農場が71%、1,000羽以上飼養農場が91%で、1,000羽以上飼養農場の方が遵守できている割合が高かった（図2）。

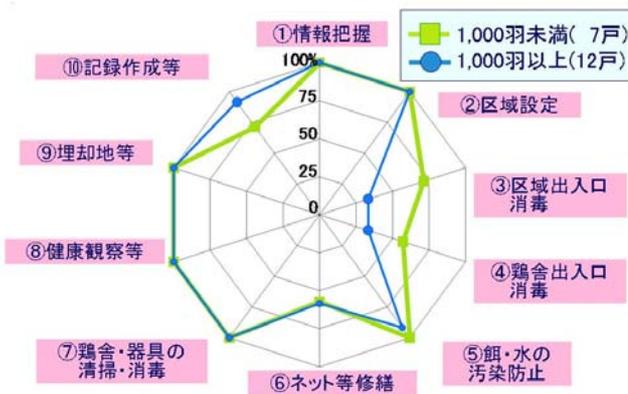


図2 飼養規模別の遵守状況

3 飼養形態別の遵守状況

飼養形態別に平飼い農場10戸とケージ飼い農場9戸に分け、遵守状況を比較した。③区域出入口の消毒、④鶏舎出入口の消毒、⑥防鳥ネット等の修繕について、平飼い農場は③60%、④50%、⑥70%、ケージ飼い農場は③33%、④33%、⑥40%で、平飼い農場の方が遵守できている割合が高かった。平飼いは1,000羽未満飼養農場が多く、ケージ飼いは1,000羽以上飼養農場が多いため、飼養規模別の遵守状況とほぼ同様の傾向であった（図3）。

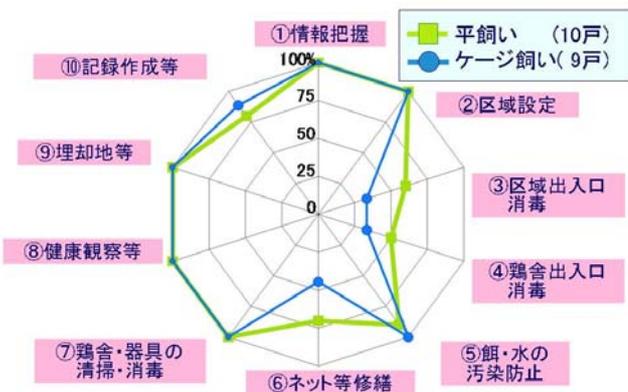


図3 飼養形態別の遵守状況

4 後継者の有無別の遵守状況

後継者の有無別に後継者のいる農場10戸と後継者のいない農場9戸に分け、遵守状況と比較した。⑥防鳥ネット等の修繕、⑩記録作成等については、後継者のいる農場は⑥80%、⑩100%、後継者のいない農場は⑥33%、⑩67%で、後継者のいる農場の方が遵守できている割合が高かった（図4）。

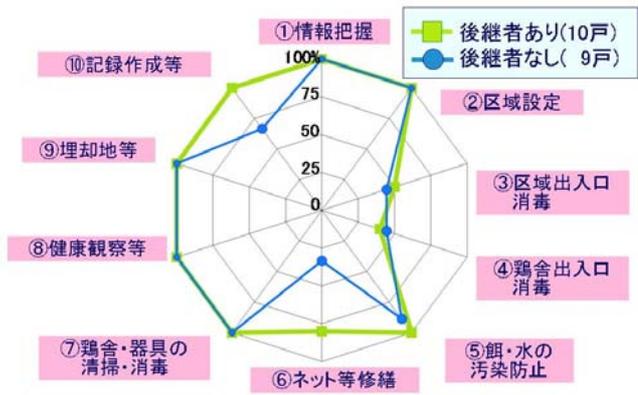


図4 後継者の有無別の遵守状況

管内養鶏場の衛生管理への取り組み事例

管内全体で遵守できている農場の割合が低い基準の項目についても、それぞれの農場の飼養実態にあわせて、様々な工夫や方法で飼養衛生管理向上の取り組みをしている。その農場の事例についていくつか紹介する。

1 複数の出入口に対応した消毒

1 棟の鶏舎内部が複数の部屋に区切られ、それぞれに出入口がある平飼い農場では、鶏舎周囲の通路が狭小なため、消毒槽を設置すると作業に支障をきたしてしまう。このため、鶏舎周囲に消石灰を散布し、複数の出入口での靴底消毒を行っている（写真1）。



写真1 複数の出入口に対応した消毒

2 鶏舎ごとの長靴と消毒

戸数は少ないが、鶏舎ごとに長靴を設置して消毒を行っている農場もある。ある農場では、急勾配の土地に鶏舎が複数ある。各鶏舎ごとに長靴を設置し、水の運搬が困難で豊富に水を使えないため、消毒液ではなく消石灰で消毒を行っている。さらに、ホコリ等で汚れないように蓋をかぶせるといった工夫をしている。（写真2）。



写真2 長靴、消石灰に蓋

3 防鳥ネットの補修

防鳥ネットは、消耗しやすいことからいずれの農場でも破損や老朽化が認められ、定期的に修繕等を実施できているのは11戸に留まる。作業上、経済上の理由から補修が困難な場合もあり、対応に苦慮しているところが多い。ある農場では、破損した箇所を100円均一の販売店で購入した網をかぶせる等、安価で労力のかからないもので補修をすることで早急な対応を実施していた。

4 運動場の防鳥ネット設置

以前は鶏舎に隣接した運動場内に大きな木があった、防鳥ネットに野鳥の侵入できるような隙間ができてしまっていたが、指導によりその木を伐採し、改めて防鳥ネットを設置した。

5 飲用水の消毒

管内には上水道や井戸が引かれておらず、水道水や井戸水が利用できないため、沢水や雨水をタンクに貯めて飲用水として使用している鶏舎もある。以前は消毒を行っていなかった農場でも、消毒方法の指導等により、現在は消毒を行って適正な飲用水の給与に努めている。また、野鳥や野生動物の排せつ物などからの汚染防止のためにタンク上部の開口部にネットをかぶせたり、地下タンクとするなどの工夫をしている。

遵守状況のまとめ

管内養鶏場19戸全体で見ると、衛生意識に関わる項目である、最新情報の把握、健康観察や異常時の対処、記録作成・保管については、多くの農場で遵守できている。経済的な負担のある項目である、「区域や鶏舎出入口の消毒」、「防鳥ネット等の修繕」、「鶏舎ごとの長靴の設置」などについては、まだ対応不十分な農場もあるが少しずつ改善されている。また、各農場はその実態に合った方法で地道に飼養衛生管理に努めている。

飼養規模別や飼養形態別、後継者の有無別で比較すると、1,000羽未満飼養の小規模農場や平飼い農場、後継者のある農場の方が、遵守できている項目が多い。

指導上の問題点及び今後の指導

指導上の問題点としては、以下の内容が挙げられる。チェック表は、基準の記載よりも詳細な内容

を含んでおり、指導時の判断に差が生じる面がある。また、チェック表の項目や表現等に平成22年度以降毎年変更や修正があることから指導内容の年度間での比較が難しく、継続的な指導に支障をきたす面がある。管内には多様な農場があり、全ての農場に、画一的に基準やチェック表を適用するのは困難で、対応に苦慮している。設備面等各養鶏場で経済的な負担が生じる項目については、簡単に改善できない場合もある。

今後は、どこまで改善が必要か判断の難しい項目や変更・修正のあった項目等における指導内容について、基準及びチェック表の確認をする者が共通の認識を持つ必要があると感じている。また、多様な農場があるので、画一的に指導するのではなく、農場の実態に応じて改善の優先順位を定めて、効果的な指導を進めていきたい。疾病の発生予防のためだけでなく、健康な鶏を育てることで、農場の生産性を向上させ、食品の安全性の確保につながるよう、飼養衛生管理の向上を目指していきたい。